

(別添3)

審査基準・標準処理期間

所属名	薬務課
内線番号	4788

No.	項目	内容
①	処分名	増掘又は動力の装置の許可
②	法令名	温泉法
③	法令番号	昭和23年法律第125号
④	根拠条項	第11条第1項
⑤	処分権者	知事
⑥	審査基準	▶ 温泉法第4条 ▶ 温泉法施行規則第1条の2
		添付の有無 無
⑦	経由機関名	
⑧	協議機関名	環境審議会温泉部会
⑨	標準処理期間	(⑩合計期間)80日
	経由機関	
	協議機関	50日
	当該処分機関	30日
⑪	問合せ	薬務課(075-414-4788)
⑫	備考	各保健所又は薬務課で受付・処理